

第5章 まとめと提言

本調査研究では、公的統計に基づく暴力犯罪の動向の分析、暴力犯罪者の特性等に関する特別調査、暴力犯罪者に対する処遇の概要の紹介と暴力防止プログラムに関する実地調査等を通じ、暴力犯罪者をめぐる実情を総合的に明らかにすることに努めた。最後に、本章において、総合的に得られた知見を指摘するとともに、暴力犯罪者に対する処遇及び研究について若干の考察と展望を行う。

1 暴力犯罪者の動向等

第2章においては、認知・検挙、検察、裁判、矯正・更生保護、再犯と刑事司法の各段階に分けて、その動向等を分析したが、そこから得られた罪名別の知見を指摘する。

(1) 傷害

認知件数は平成15年まで、特に0歳から19歳までの未成年者及び20歳から39歳までの若年者の被害により急激に増加し、16年以降は未成年者・若年者の被害を中心に減少傾向にある（ただし、24年頃には若年者及び40歳から49歳までの中年の女性の被害を中心に若干の増加が確認できる）。検挙件数で見ると、16年以降は面識なしの者の被害が急減する一方、22年以降は配偶者の被害が増加傾向にある。検挙人員は15年以降、おむね減少傾向にあり、24年に小さな増加の山があるも、再度減少を続けている。その主な要因は、14歳から19歳までの少年の検挙人員の減少であり、65歳以上の高齢者の検挙人員はむしろ増加している。なお、検挙人員を年齢層別の人口比で見ると、少年についてはより顕著な低下傾向が見られる一方、高齢者は緩やかに上昇しており、少年及び高齢者の検挙人員の増減には、少子高齢化という我が国の人団構成の変動のみでは説明できない要因が存在することがうかがえる。

起訴・不起訴人員はおむね検挙人員と類似した増減を示しており、平成16年をピークとする第一の波と、24年以降の増加傾向による第二の波があることがうかがえる。ただし、第一の波は、起訴人員の増加をある程度伴っていたものの不起訴人員も急増し、15年以降は起訴人員が減少傾向にある。第二の波の時期も起訴人員の大きな増加は見られず、この時期に検挙件数増の主な要因となった配偶者暴力事案は、被害者との関係や被害程度の問題から起訴になりにくい状況が示唆される。

入所受刑者は公判請求人員と類似した増減の傾向を示している。人口比でも39歳以下の若年者、40歳から64歳までの中高年共に平成16年から18年頃まで上昇傾向にあった後、以降は低下傾向にある。保護観察開始人員でも、仮釈放者は入所受刑者と同じく公判請求人員と類似した増減を示し、保護観察付全部・一部執行猶予者でも同様の傾向が見られるが、16年以降の減少傾向は仮釈放者に比べてより顕著である。ただし、入所受刑者の再入者率、出所受刑者の2年以内再入率は、いずれも横ばいで推移していることを勘案すると、矯正段階にまで到達する者は、それ相応に事案の重大性や問題性の大きさを有していると考えられ、再犯防止に資する適切な処遇の必要性は依然として高いと言える。

(2) 暴行

認知件数は平成18年まで急激に増加し、19年以降は横ばいで推移している。その内訳を見ると変動があり、18年まで他の年齢層とともに増加傾向を示していた0歳から19歳までの未成年者の被害が19年以降減少傾向にあるのに対し、24年以降は20歳から39歳までの若年者、40歳から64歳までの中高年及び65歳以上の高齢者という成人の全年齢層で、特に女性の被害が増加傾向にある。検挙件数では19年まで急増していた面識なしの者の被害が20年以降は減少傾向に転じる一方、配偶者の被害が増加している。検挙人員は20年まで成人の検挙人員総数が急激に増加した後、以降は緩やかな増加傾向を示しており、20年以降の増加は主に中高年・高齢者によりもたらされている。20年までの微罪処分人員の急増や検挙人員の再犯者率の低下傾向も勘案すると、同年までの急激な増加は、警察段階での初犯者による軽微な事案の検挙の動向が大きく影響したと考えられる。また、検挙人員を年齢層別の人ロ比で見ると、14歳から19歳までの少年と若年者では違った変化が見いだせる。少年の人口比は12年をピークにおおむね低下しているのに対し、若年者はむしろ中高年と一致した動きを見せ、20年まで急激に上昇し、26年から第二の急上昇を示している。従って、若年者の検挙人員は、人口比の上昇傾向と人口の減少傾向が組み合わさって、見かけ上、横ばいとなっていることがうかがえる。人口比で見た少年の低下傾向に対する若年者の上昇傾向という差異は、ある年では19歳までの少年に含まれる世代が翌年には20歳からの若年者として計上されるという両者の期間的な連続性を踏まえると、少年と成人の取扱いに係る警察内の差異を示唆するものと考えられる。検挙人員では急増している高齢者は、人口比でも上昇傾向を見せており、若年者・中高年に比べ直線的で緩やかな上昇であり、配偶者暴力事案に係る動向の影響を受けづらいことがうかがえる。

起訴・不起訴人員は、平成17年まで検挙人員と類似した増加傾向を見せていましたが、18年以降は検挙人員の増加に対し、逆に起訴・不起訴人員は減少傾向にあり、24年以降再び増加傾向に転じている。このことと表裏をなすように、微罪処分人員が20年まで急激に増加している。他方、24年以降の微罪処分人員は横ばいで推移しており、この時期における増分の事案は検察段階で処理されていることが分かる。また、これらの期間を通じておむね起訴人員より不起訴人員の増が上回っており、起訴率は11年以降、低下傾向にある。

これらのことから、平成20年前後までの未成年者・若年者や面識なしの者を被害者とする増加時期と、24年以降の若年者・中高年や配偶者を被害者とする増加時期の両方について、その性質は違えど、いずれも微罪処分や起訴猶予になりやすい軽微な事案が多いことが推察される。こうした事案は、微罪処分、不起訴と刑事手続の段階を進むにつれて人員を減らし、その先の段階への影響を減じていく。

入所受刑者人員は公判請求人員と類似した増減を示しているが、年齢層を問わず、人口比で見れば低い位置でほぼ横ばいにあり、検挙人員等の大きな変動が矯正段階に与えた影響は限定的である。保護観察開始人員では仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者はそもそも年による変動が大きく言及は難しい。第4章第2節で見たように、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうちの、類型「家庭内暴力」認定者は平成25年以降に急激な増加が見られるが、同時期の起訴人員が横ばいで推移していることに照らすと、この点は該当事案の実数の増加というより、社会情勢を受け、保護観察所における本件に限らないDV等の家庭内暴力に対して意識が高まったことが背景にある可能性が高い。再入率は出所受刑者数の少なさから年による変動も大きいが、2年以内再入率の推移は傷害より暴行の方が一貫して高い。暴行の受刑者は累入者が多く、あわせて第3章第1節の暴力犯罪受刑者に対する特別調査で示したような特に問題の大きい「暴力団・不安定稼働」類型が暴行等に特徴付けられる第1クラスターでより多かったことも影響していると考えられる。なお、傷害と比べて暴行は仮釈放率が低く、そうなると保護観察所による処遇が実施されない場合も多くなる。暴行犯罪受刑者の再入率の高さや刑期の短さを勘案すると、刑事施設内で積極的に処遇を行うことはもとより、満期釈放となる場合でも必要に応じ出所後の社会資源等の活用が可能となるよう適切にフォローしていくことの重要性が示唆される。

(3) その他の暴力犯罪

殺人はほぼ一貫して認知件数・検挙人員・人口比のいずれもが緩やかに減少・低下している。

入所受刑者は平成17年まで増加した後、18年以降、急減しており、検挙人員に比べてより顕著な減少傾向を示している。入所受刑者の人口比で見ると、40歳から64歳までの中高年が最も大きく低下し、39歳以下の若年者も低下していることが分かる。保護観察開始人員では仮釈放者は13年以降おむね減少傾向にあり、仮釈放率は5割から6割と横ばいないしわざかに低下して推移している。殺人の受刑者では刑期が10年を超える者が珍しくないことも勘案すると、17年までの入所受刑者の増分は、刑期が長いため29年までの仮釈放には影響していない可能性があり、将来的にその影響が仮釈放者の増加としてあらわれてくることも考えられる。

強盗は、平成15年をピークに検挙人員が急減しており、特に14歳から19歳までの少年の減少が顕著であり、この傾向は人口比においても同様であった。入所受刑者は殺人と似た増減の傾向を示し、16年まで増加した後、17年以降急減している。入所受刑者の人口比で見ると、若年者が最も大きく低下し、中高年も低下している。保護観察開始人員では仮釈放者は20年まで増加した後、減少傾向に転じており、強盗の受刑者では刑期が5年を超える者が4割以上を占めているため、入所受刑者の増減の影響が遅れてあらわれたものと考えられ、入所受刑者の推移に照らすと、今後も仮釈放者の減少が続くことが予測される。

2 暴力犯罪者の特性等と処遇

第3章の特別調査および第4章の刑事施設・保護観察所等での実地調査の結果を踏まえ、以下では矯正・更生保護の領域での処遇の充実強化の方向性について検討し、提言を行う。

(1) 暴力防止プログラムと特別調査・実地調査の知見

特別調査では、暴力犯罪者に対するより適切な処遇の実施を検討する上で留意すべき暴力犯罪者の特性等を明らかにした。しかし、これら全てが暴力防止プログラムにより介入可能なわけではない。例えば第3章第1節の特別調査で明らかになった暴力犯罪者の特性等のうち、他者への攻撃性の中の「短気」という心理的特徴に着目し、怒りの感じやすさ自体を変えていくことは容易ではない。他方で、「身体的攻撃」が示唆するような暴力肯定的な認知や、自身の怒りを行動化しないようコントロールする力を、暴力防止プログラム等の介入によって変化・向上させていくことは可能である。保護観察所における暴力防止プログラムの実地調査でも、実務者からは、暴力防止プログラムの受講者が怒りを感じないようにするのではなく、怒りの感情とどう向き合い、コントロールするかが重要であるとの意見があった。Jolliffe & Farrington (2007) のメタ分析によれば、効果的な介入要素を含み、効果のない介入要素を除

いた適切な暴力防止プログラムは、暴力的な再犯を7～8%，罪種を問わない再犯を8～11%減少させるという効果が報告されており、同研究は、怒りのコントロールや認知スキルの訓練、再発防止法などにロールプレイやホームワークといった手法を組み合わせることが有効であるとし、同時に他者への共感性を高めるトレーニングや学校教育に準じた基礎教育を含まないことが有効なプログラムの要件であると指摘している。翻って我が国の刑事施設・保護観察所等における暴力防止プログラムを見ると、上記のような効果的な要素は各单元に十分に取り入れられ、効果的でないとされる要素は含まれていないことが分かる。上記のメタ分析は主にカナダなど欧米圏の刑務所等で実施されたプログラムの成果を統合したものであり、その結果を参照するに当たっては一定の留意が必要であるが、諸外国の研究における暴力犯罪者の分類等が我が国の矯正・更生保護の対象者においても当てはまることが特別調査により確認された点を勘案すると、我が国の暴力防止プログラムにおいて暴力犯罪者の特性等への介入として実施されている内容は妥当なものと認められ、その処遇効果を更に向上させるためには、一般的な介入要素ではない、より個別的な介入要素に焦点を当てた働き掛けを強化していくことが肝要であると考えられる。

暴力犯罪受刑者と暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者に対する特別調査からは、個々の暴力犯罪者により違いが見られる重要な特性等として、①家庭内暴力、②問題飲酒と薬物乱用、③暴力団加入歴、④保護処分歴が特に着目すべきものとして浮かび上がってきた。暴力防止プログラムに関する刑事施設・保護観察所の実地調査でも、実務者においてこうした特性等に配慮しつつ処遇を行っていることがうかがわれ、これらは暴力が反応的・表出的であるか、道具的であるかといった学術的な分類以上に、処遇上の具体的な手がかりになるものと考える。また、特別調査を通じ、再犯リスクに関わる要因は、他の一定の要因と結びつくことにより影響力を強め、このような要因の組み合わせによる類型が重要である可能性が示された。このことは、全員に一律に同一の内容の処遇を行うより、個別の類型に焦点を絞った内容の処遇を行うことが暴力犯罪者に対してより有効に機能する可能性を示唆する。

(2) 刑事施設における処遇への提言

暴力犯罪者の処遇上留意すべき特性等の観点から、暴力防止プログラムの受講者を見ると、同プログラムに係る実地調査で実務者から聞かれた声として、DVの加害者又は自分自身もDVの被害者であった者が多いという刑事施設がある一方で、暴力団関係者等、問題解決の手段として暴力を肯定する考え方を持つ者が多いという刑事施設もあるなど、特別調査で重要性が

示された諸特性を有する受講者の多寡は、各施設によってばらつきがあり、様々な受講者が入り交じっていることがうかがわれた。また、暴力犯罪受刑者においてアルコール依存や薬物依存の問題が重要であることが特別調査等から示唆されたものの、同プログラムは、これらの問題に直接的に対応できる内容とはなっていないことも課題であると考えられる。

刑事施設における暴力犯罪受刑者に対する効果的な処遇に向けて、まずは、暴力犯罪受刑者の有する特性等やアルコール及び薬物への依存等の付随する問題について適切にアセスメントできるよう処遇調査^(※1)を充実させ、実効性のある処遇要領^(※2)を作成することが欠かせない。その上で、暴力防止プログラムの実施に当たっては、単に同プログラムの内容をなぞるような画一的な指導ではなく、個々の暴力犯罪受刑者の有する特性等に対応する単元を重点的に実施したり、特定の受講者にとっては効果が低いと考えられる内容を省略したりするなど、同プログラムの本質を損なわない範囲で柔軟に対応することが肝要であると考えられる。また、アルコール及び薬物への依存の問題を併せ持つ者に対しては、それらの重症度に係るアセスメントの結果を踏まえ、特別調査で見いだされた「暴力団・不安定稼働」類型や「飲酒あり・凶器なし」類型等の高リスク類型の特性等に配慮した特別改善指導（薬物依存離脱指導）及び一般改善指導（アルコール依存回復プログラム）や就労支援等を適切に組み合わせて行うことも有効であろう。概して暴力犯罪受刑者の刑期は短い場合が多いことから、限られた刑期で個々の暴力犯罪受刑者の問題性に応じた指導を体系的に実施できるよう、処遇要領を的確に作成して指導を進めることに加え、必要に応じて個別指導等によりフォローすることが望ましい。

さらに、再犯防止の観点から、これらの効果的な指導等が施設内にとどまらず、社会内においても引き続き行われることが望まれる。暴力犯罪受刑者が、保護観察所の処遇はもとより、DV やアルコール及び薬物への依存等の問題に対応する専門機関等に円滑につながることができるよう、刑事施設における暴力犯罪受刑者への情報提供や関係機関との情報共有が今後一層重要なと考えられる。

(※1) 処遇調査とは、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で矯正処遇を実施するため、刑事施設において行われる、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用した受刑者の資質及び環境の調査のことをいう。

(※2) 処遇要領とは、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づき、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で改善指導を行うかなど）を定めたものをいう。

(3) 保護観察所における処遇への提言

保護観察所の暴力防止プログラムにおけるオプション単元の存在は、多様な暴力犯罪者の在り様に適した指導方法であり、有益であると考えられる。特別調査の結果を踏まえた更なる内容等の充実の在り方としては、第3章第2節でも言及したように、保護処分歴がある若年者のため、少年院で行われているような怒りに限らない言語化しづらい感情への対処を内容とするオプション単元を同プログラムに新たに設けることや、DVのオプション単元の内容として親兄弟への暴力も合わせて取り扱い、その内容を家庭内暴力全般に拡充することなどが考えられる。特に後者については、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の中で、DVに限らず類型「家庭内暴力」に該当する者が増加傾向にあることを踏まえると、今後よりニーズが増していくと考えられる。さらに、同プログラムに係る実地調査で見られた集団形式での実施については、個別的な介入の良い面を維持しつつグループワークの利点を生かす方策についても検討の価値があるだろう。

また、個別形式での処遇の利点を生かし、暴力防止プログラム以外の処遇においても、より一層の個別的な介入を強化することも考えられる。例えば第3章第2節で紹介したHCR-20等の諸外国のツールを参考に、アセスメントの中に、個々人に応じたリスクシナリオ（当該個人において考えられる暴力的再犯の状況や、その際の潜在的な被害者等をあらかじめ想定したもの）を盛り込み、同プログラムの実施を通じて得られた知見も反映したケースマネージメントの計画を立てることや、更に一步進んで、諸外国で用いられるSAPROFやSTARTのようなストレングス（強みとなる保護要因）に焦点を当てたツール^(※3)も参考に、リスク要因と保護要因の両面から、処遇による変化をモニタリングしていくといった取組も検討する価値がある。保護観察官が実施した暴力防止プログラムを通じて得られた成果や知見と、同プログラム終了後の保護司による面接を主体とする保護観察処遇とをいかに有機的に結び付けていくかについては、保護観察所の実地調査で実務者からも指摘のあったところであり、今後の大きな課題であると言える。

(※3) SAPROF (Vogel ら, 2009) は Structured Assessment of PROtective Factors for violence risk の略であり、将来の暴力行為のリスクを低減させる保護要因を評価するもので、HCR-20などと組み合わせて使用するためのツールである。START (Webster ら, 2004) は Short-Term Assessment of Risk and Treatability の略であり、精神障害をもつ人の暴力、自傷、自殺等の転帰を評価するツールである。本研究では、暴力犯罪者のリスク要因に焦点を当てて研究を行っており、保護要因については更なる研究と将来の暴力の予測に係る妥当性の検証が必要である。

3 今後の展望

暴力犯罪者に関して更に研究を深めるためには、第3章で指摘したような、本研究で明らかにしきれなかった暴力犯罪者固有の特性等に焦点を当てた研究が必要である。Jolliffe & Farrington (2007) の暴力防止プログラムに関するメタ分析でも、家庭内暴力や精神障害のある者による暴力はレビュー対象から除外されており、第3章で紹介した他の研究でも、これらの暴力を行う者には固有の特性等や処遇上のニーズが存在することが指摘されている。特に家庭内暴力について、本研究の特別調査で、受刑者調査では女性による犯行を中心とする児童虐待と男性によるDVが分化した特徴を示した一方、保護観察付全部執行猶予者ではこれらの暴力が一体のものとしての特徴を示したことも踏まえると、刑事施設と保護観察所で比較可能のように同一項目により新たな質問紙調査を行うなどして、刑事司法の各段階での対象者層の違いを明らかにする視点も必要であろう。さらに、これら刑事司法の各段階による差異を本研究のように横断的に見るのではなく、同一の暴力犯罪者につき、例えば長期間の追跡調査や過去の犯歴に係る事案の詳細等を把握するための記録調査を行うことで、保護観察付全部執行猶予者のときとその後の再犯により受刑者となったときとの犯行態様等の変化の軌跡を縦断的に明らかにすることがより望ましい。

また、諸外国においては暴力犯罪とサイコパス^(※4)の特性に強い関連性があることが指摘されているが、その査定には熟練した実務者による構造化されたアセスメント等を要することから、本研究においては調査できなかった。矯正・更生保護の実務における各種アセスメントツールの発展の状況等も注視しつつ、こうした近年特に注目を集め、かつ調査が容易でない特性等の暴力犯罪への影響を明らかにしていくことも将来的な課題である。

(※4) サイコパス (psychopath) とは、対人／情動面の良心の呵責や共感性のない冷淡さ、衝動的で刺激を求める社会的逸脱等により特徴付けられる特性であり、Hare (2003) の開発した PCL-R (Psychopathy Checklist revised) 等の構造化されたアセスメントツールによる査定を行い、カットオフ得点を上回った者をサイコパスと定義する。神経生物学的な背景も指摘されており (Blair ら, 2005), サイコパスの犯罪者が再犯をする可能性は、罪種を問わない犯罪で3倍、暴力犯罪では4倍になるとする報告もある (Hemphill ら, 1998)。

さらに、矯正・更生保護の段階にまで至らない暴力犯罪者の特性等に係る調査も重要である。罰金等の処分を受けた暴力犯罪者にどのような特徴が見られるのか、入口支援等を行うべきニーズが存在するのかなどの点について、本研究における受刑者及び保護観察付全部執行猶予者の特別調査の結果も踏まえ、実施可能な調査を検討していく必要がある^(※5)。

そして、刑事施設及び保護観察所の暴力犯罪者に対する暴力防止プログラムについては、再犯防止の効果に係る多面的な効果検証が望まれる。その際は単に受講・非受講だけで比較するのではなく、同じ受講者でも、本研究で明らかになった類型等も参考に、どの特性等を有する者にはより効果があり、どの特性等を有する者には更なる指導内容等の改善が必要なのかが明らかになるよう、アセスメントの結果等まで分析に組み込んだ評価が設計されることが望ましい。

暴力犯罪は被害者の心身に多大な苦痛を与えるものであり、その再犯の抑止は極めて大きな意義を持つ。再犯防止に向けたより効果的な処遇の実現に資するべく、法務総合研究所では引き続き、暴力犯罪者に関する研究を行っていくこととしている。

(※5) これに関連し、平成30年版犯罪白書においては、本件罪名が傷害・暴行や殺人である有罪確定者について、高齢者と非高齢者の比較という形での特別調査を行っている。

参考文献

- 安藤明人・曾我祥子・山崎勝之・島井哲志・嶋田洋徳・宇津木成介・大芦治・坂井明子 (1999). 日本版 Buss-Perry 攻撃性質問紙 (BAQ) の作成と妥当性、信頼性の検討 心理学研究, 70 (5), 384-392.
- Babor, T. F., Higgins-Biddle, J. C., Saunders, J. B., Monteiro, M. G., & World Health Organization. (2001). AUDIT: the alcohol use disorders identification test: guidelines for use in primary health care. (小松知己・吉本尚 (訳) (2011). AUDIT アルコール使用障害特定テスト 使用マニュアル)
- Birkley, E., & Eckhardt, C. I. (2015). Anger, hostility, internalizing negative emotions, and intimate partner violence perpetration: A meta-analytic review. Clinical psychology review, 37, 40-56.
- Blair, J., Mitchell, D., & Blair, K. (2005) The psychopath: Emotion and the brain. Blackwell Publishing. (福井裕輝 (訳) (2009). サイコパス—冷淡な脳 星和書店)
- Boxer, P., Gullan, R. L., & Mahoney, A. (2009). Adolescents' physical aggression toward parents in a clinic-referred sample. Journal of Clinical Child & Adolescent Psychology, 38 (1), 106-116.
- Chereji, S. V., Pintea, S., & David, D. (2012). The relationship of anger and cognitive distortions with violence in violent offenders' population: A meta-analytic review. The European Journal of Psychology Applied to Legal Context, 4 (1), 59-77.
- Decker, S. H., & Pyrooz, D. C. (2013). Gangs Another Form of Organized Crime?. The Oxford Handbook of Organized Crime.
- Di Placido, C., Simon, T. L., Witte, T. D., Gu, D., & Wong, S. C. P. (2006). Treatment of gang members can reduce recidivism and institutional misconduct. Law and Human Behavior, 30 (1), 93-114.
- Douglas, K. S., Hart, S. D., Webster, C. D., Belfrage, H., Guy, L. S., & Wilson, C. M. (2014). Historical-clinical-risk management-20, version 3 (HCR-20^{V3}): development and overview. International Journal of Forensic Mental Health, 13, 93-108.
- Foran, H. M., & O'Leary, K. D. (2008). Alcohol and intimate partner violence: A meta-

- analytic review. *Clinical psychology review*, 28 (7), 1222–1234.
- Gilbert, F., Daffern, M., & Anderson, C. A. (2017). The General Aggression Model and its application to violent offender assessment and treatment. *The Wiley Handbook of Violence and Aggression*.
- Haggård - Grann, U., Hallqvist, J., Långström, N., & Möller, J. (2006). The role of alcohol and drugs in triggering criminal violence: a case - crossover study. *Addiction*, 101 (1), 100–108.
- 原田知佳・吉澤寛之・吉田俊和 (2008). 社会的自己制御 (Social Self-Regulation) 尺度の作成—妥当性の検討および行動抑制／行動接近システム・実行注意制御との関連 パーソナリティ研究, 17 (1), 82–94.
- Hare, R. D. (2003). *The psychopathy checklist-Revised*. Toronto, ON. (西村由貴 (訳))
(2004). HARE PCL-R 第2版日本語版 金子書房)
- Hemphill, J. F., Hare, R. D., & Wong, S. (1998). Psychopathy and recidivism: A review. *Legal and criminological Psychology*, 3 (1), 139–170.
- 法務総合研究所 (2001). 研究部報告14 暴力団関係受刑者の意識等に関する研究・暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究
- 法務総合研究所 (2006). 研究部報告30 保護観察対象者の分類の基準に関する研究
- 法務総合研究所 (2008). 研究部報告40 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究
- 法務総合研究所 (2010). 研究部報告43 飲酒 (アルコール) の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究
- 法務総合研究所 (2016). 平成28年版犯罪白書
- 法務総合研究所 (2017). 平成29年版犯罪白書
- 法務総合研究所 (2018). 平成30年版犯罪白書
- Jolliffe, D., & Farrington, D. P. (2007). A systematic review of the national and international evidence on the effectiveness of interventions with violent offenders. *Ministry of Justice Research Series*, 16/07
- Jones, S. E., Miller, J. D., & Lynam, D. R. (2011). Personality, antisocial behavior, and aggression: A meta-analytic review. *Journal of Criminal Justice*, 39, 329–337.
- 小池信太郎 (2015). 刑の執行猶予の判断：全部執行猶予の現状と一部執行猶予の展望（特集 刑罰の現実と刑罰政策の新展開）*法律時報*, 87 (7), 38–45.

- 黒田公美・白石優子 (2018). 養育困難リスクのタイプ分類 養育者支援プログラムの試験的実装 養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築 成果報告シンポジウム小冊子, 12-15.
- Lila, M., Gracia, E., & Murgui, S. (2013). Psychological adjustment and victim-blaming among intimate partner violence offenders: The role of social support and stressful life events. *The European journal of psychology applied to legal context*, 5 (2), 147-153.
- McGuire, J. (2008). A review of effective interventions for reducing aggression and violence. *Philosophical Transactions of the Royal Society B: Biological Sciences*, 363, 2577-2597.
- Milaniak, I., & Widom, C. S. (2015). Does child abuse and neglect increase risk for perpetration of violence inside and outside the home?. *Psychology of violence*, 5 (3), 246-255.
- 小塩真司・阿部晋吾・カトローニ ピノ (2012). 日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み パーソナリティ研究, 21 (1), 40-52.
- Pettersen, C., Nunes, K. L., & Cortoni, F. (2017). The factor structure of the Aggression Questionnaire with violent offenders. *International journal of offender therapy and comparative criminology*, 62 (7), 1888-1905.
- Quinsey, V. L., Harris, G. T., Rice, M. E., & Cormier, C. A. (1998). *Violent Offenders: Appraising and Managing Risk (Law and Public Policy)*. American Psychological Association, Washington, DC.
- Serin, R. C., & Preston, D. L. (2000). Violent offender programming. *Compendium*, 146-157.
- 鳴根卓也・今村顕史・池田和子・山本政弘・辻麻理子・長与由紀子・大久保猛・太田実男・神田博之・岡崎重人・大江昌夫・松本俊彦 (2015). DAST-20日本語版の信頼性・妥当性の検討 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 50 (6), 310-324.
- Skinner H. (1982) *Guide for using the drug abuse screening test (DAST)*. Toronto: Centre for Addiction and Mental Health.
- Stalans, L. J., Yarnold, P. R., Seng, M., Olson, D. E., & Repp, M. (2004). Identifying three types of violent offenders and predicting violent recidivism while on probation: A

- classification tree analysis. *Law and human behavior*, 28 (3), 253–271.
- 高橋雄介・山形伸二・木島伸彦・繁樹算男・大野裕・安藤寿康 (2007). Gray の気質モデル—BIS/BAS 尺度日本語版の作成と双生児法による行動遺伝学的検討 パーソナリティ研究, 15 (3), 276–289.
- Vogel V. de, Ruiter C. de, Bouman Y, Vries Robbé M. de. (2009). SAPROF Guidelines for the assessment of protective factors for violence risk. In English Version. Utrecht, The Netherlands: Forum Educatief. (平林直次, 菊池安希子, 池田学 (監訳) (2014). SAPROF 暴力リスクの保護要因評価ガイドライン)
- Webster, C. D., Martin, M. L., Brink, J., Nicholls, T. L., & Middleton, C. (2004). Short-term assessment of risk and treatability (START). Port Coquitlam, British Columbia, Canada: St. Joseph's Healthcare Hamilton, Ontario, and Forensic Psychiatric Services Commission. (菊池安希子 (監訳) (2018). STARTR「心配な転帰」のリスクと治療反応性の短期アセスメント 星和書店)
- Yang, M., Wong, S. C. P., & Coid, J. (2010). The efficacy of violence prediction: a meta-analytic comparison of nine risk assessment tools. *Psychological bulletin*, 136 (5), 740.

法務総合研究所研究部報告 60

平成 31 年 3 月 印 刷

平成 31 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1
編集兼 発行人 法務総合研究所
印刷所 株式会社太平印刷社
